

# 福島県輸送用機械関連産業協議会規約

## (目的)

第1条 本協議会は、県内の輸送用機械関連企業及び当該産業への参入に意欲的な企業が一体となって連携し、情報交換や相互交流等によるネットワークを形成し、人材育成、技術力の向上、販路拡大、受発注の増加、企業誘致、産業の集積など、輸送用機械関連産業の振興を図ることを目的とする。

## (名称)

第2条 本協議会は、「福島県輸送用機械関連産業協議会」と称する。

## (事業)

第3条 本協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 本県における輸送用機械関連産業の振興に資する事業
- 二 他県との連携による広域的な輸送用機械関連産業の振興に資する事業
- 三 その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業

## (会員)

第4条 本協議会の会員は、福島県内に拠点を持つ以下の者により構成する。

- 一 自動車、航空機、鉄道、船舶等、輸送用機械関連企業
- 二 輸送用機械関連産業に関連のある団体等

## (役員)

第5条 本協議会には、次の役員を置く。

- 一 代表幹事 1名
- 二 副代表幹事 3名以内
- 三 幹事 25名以内

2 役員は、会員の中から、互選により選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 本協議会に、特別顧問、顧問、オブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

## (会議)

第6条 本協議会の会議は、総会及び幹事会とし、必要に応じて代表幹事が招集し、議長となる。

2 総会は、会務の運営方針等、重要な事項を審議決定する。

3 幹事会は、会務の運営について審議決定する。

## (事務局)

第7条 本協議会の事務を処理するため、公益財団法人福島県産業振興センターに事務局を置く。

2 事務局は、入会を希望する企業等や会員の相談窓口となる。

## (補足)

第8条 本規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は代表幹事が別に定める。

## 附 則

この規約は、平成19年4月25日から施行する。